

## 9. 健康サポート薬局に係る届出

健康サポート薬局とは、患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局です。

健康サポート薬局である旨の表示をするときは、あらかじめ届け出てください。

なお、健康サポート薬局である旨の表示をするときは、その薬局を、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければなりません。

### <健康サポート薬局の基準>

#### かかりつけ薬局の基本的機能

##### (1) かかりつけ薬局としての基本的機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ④ お薬手帳の活用
- ⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及
- ⑥ 24時間対応
- ⑦ 在宅対応
- ⑧ 疑義照会等
- ⑨ 受診勧奨
- ⑩ 医師以外の多職種との連携

#### 健康サポート機能

##### (2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ① 受診勧奨
- ② 連携機関の紹介
- ③ 地域における連携体制の構築とリストの作成
- ④ 連携機関に対する紹介文書
- ⑤ 関連団体等との連携及び協力

##### (3) 常駐する薬剤師の資質

研修修了薬剤師の常駐

##### (4) 設備

個人情報に配慮した相談窓口の設置

##### (5) 表示

- ① 健康サポート薬局である旨
- ② 実施する健康サポートの具体的な内容等

##### (6) 要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

##### (7) 開店時間

平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局

##### (8) 健康サポートの取組

- ① 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ② 健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ③ 健康サポートに関する取組の周知
- ④ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

(開設許可申請時)

- ・薬局の開設許可を受けようとする者で、健康サポート薬局である旨の表示をするとき

(変更届書によるあらかじめの届出)

- ・既に薬局の開設許可を取得している者が、新たに健康サポート薬局である旨の表示をするとき
- ・健康サポート薬局である旨の表示を取りやめるとき

### ＜申請・届出の際の添付書類＞

- ・新たに薬局を開設し、健康サポート薬局である旨を表示するときは薬局開設許可申請書の該当箇所を○で囲んだ上で、次の書類を添付してください。
  - ・既に薬局の開設許可を取得している者が、新たに健康サポート薬局である旨を表示するときは、変更届書の変更内容欄に健康サポート薬局である旨の表示の有無を記載した上で、次の書類を添付してください。
  - ・健康サポート薬局である旨の表示を取りやめるときは、変更届書の変更内容欄に健康サポート薬局である旨の表示の有無を記載してください。
- ① 健康サポート薬局届出書添付書類一覧 (p82～p83 参照)  
 ② 添付書類（「かかりつけ薬局の基本的機能」I～VII、「健康サポート機能」I～XV）

かかりつけ薬局の基本的機能	<p><b>I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。</li> <li>ii. 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。</li> <li>iii. 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。</li> <li>iv. 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。</li> <li>v. 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。</li> <li>vi. 每回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。</li> <li>vii. 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。</li> <li>viii. お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自分で購入した薬の記入等）。</li> <li>ix. お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。</li> <li>x. 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。</li> <li>x i. 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。</li> <li>x ii. 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。</li> <li>x iii. 上記のiii、iv、v、vi、x i、x iiの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。</li> </ul>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>II. 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を見た勤務表</p> <p>III. お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料</p> <p>IV. かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料</p> <p>V. 当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書</p> <p>VI. 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類</p> <p>VII. 医療機関に対して情報提供する際の文書様式</p>
健康サポート機能	<p>I. 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。</li> <li>ii. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。</li> <li>iii. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。</li> <li>iv. 上記i～iiiに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。</li> <li>v. 以下のような場合に受診勧奨すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。</li> <li>・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。</li> <li>・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。</li> <li>・状態が悪い場合などを要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。</li> <li>・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。</li> </ul> </li> <li>vi. 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。</li> </ul> <p>II. 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。</li> <li>・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。</li> </ul> <p>III. 以下の内容を記載できる紹介文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項</li> </ul> <p>IV. 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの） 【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力</li> <li>・学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等</li> <li>・老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等</li> <li>・地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント</li> </ul> <p>V. 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料</p> <p>VI. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料</p> <p>VII. 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料</p>

VIII. 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料
IX. 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト* <sup>1</sup>
X. 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト* <sup>2</sup>
X I. 開店している営業日、開店時間を記載した文書
X II. 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
X III. 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの) 【積極的な健康サポートの取組の実施例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施</li><li>・薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組</li><li>・医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催</li><li>・管理栄養士と連携した栄養相談会の開催</li></ul>
X IV. 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの) 【取組発信例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載</li><li>・医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿</li><li>・健康増進に関する情報発信を目的としているホームページにおける情報発信</li><li>・地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信</li></ul>
X V. 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

#### \*1 薬効群毎分類リスト

※各薬効群に最低1種類の商品名を記載してください。

薬効群名	商品名
かぜ薬（内用）	
解熱鎮痛薬	
催眠鎮静薬	
眠気防止薬	
鎮うん薬（乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。）	
小児鎮静薬（小児五疳薬等）	
その他の精神神経用薬	
ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬	
制酸薬	
健胃薬	
整腸薬	
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの	
胃腸鎮痛鎮けい薬	
止瀉薬	
瀉下薬（下剤）	
浣腸薬	
強心薬（センソ含有製剤等）	

動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等）	
その他の循環器・血液用薬	
鎮咳去痰薬	
含嗽薬	
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤	
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	
ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤	
その他の滋養強壮保健薬	
婦人薬	
その他の女性用薬	
抗ヒスタミン薬主薬製剤	
その他のアレルギー用薬	
殺菌消毒薬（特殊紺創膏を含む）	
しもやけ・あかぎれ用薬	
化膿性疾患用薬	
鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬（パップ剤を含む）	
みづむし・たむし用薬	
皮膚軟化薬（吸出しを含む）	
毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等）	
その他の外皮用薬	
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬	
抗菌性点眼薬	
アレルギー用点眼薬	
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬	
口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む）	
口内炎用薬	
歯痛・歯槽膿漏薬	
禁煙補助剤	
漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤	
消毒薬	
殺虫薬	

\*2 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト（参考）

（健康サポート薬局のあり方検討会資料より抜粋）

衛生材料

製品群	品 目
救急手当用品	救急箱、絆創膏、防水フィルム（きず用）、脱脂綿、清浄綿、ガーゼ、滅菌ガーゼ、包帯通常タイプ、包帯伸縮タイプ、包帯粘着タイプ、ネット包帯、リント布、三角布、T字帯、眼帯、指サック
保護・固定健康用具	テーピングテープ（キネシオテープ）、サージカルテープ（ホワイトテープ）、サポーター
ヘルスケア用品	マスク、ウイルス・花粉対策マスク、耳栓、水差し、綿棒、爪切り・毛抜き、ピンセット、耳かき、基礎体温表、生理用ナプキン、生理用タンポン、おりものシート
服薬支援用品	オブラー、お薬服用ゼリー、カプセル
避妊・性交関連用品	避妊具（コンドーム等）
熱さまし用品	アイス枕、氷嚢、冷却シート、瞬間冷却スプレー
コンタクトレンズケア用品	コンタクトレンズ洗浄・保存・消毒液

介護用品

製品群	品 目
大人用オムツ	大人用オムツ（フラットタイプ）、大人用オムツ（パンツタイプ）、大人用失禁パット、大人用失禁パンツ
介護用品	介護用清浄用品（清拭剤・ウェットナプキン、ボディーソープ・シャンプー等）、介護用消臭・脱臭用品（防臭剤、除菌剤、オムツ取替え手袋等）、介護用食事用品（スプーン・フォーク、コップホルダー、水飲み、エプロン等）、褥創予防具（クッションマット、パット等）、介護用肌着・寝間着類
介護用品 ※カタログによる提供でも可	排泄関連用具（ポータブルトイレ、トイレ用手すり等）、入浴関連用具（すべり止めマット、シャワーチェア、浴槽台、浴槽用手すり等）、療養ベッド、歩行補助器（歩行器、杖・歩行補助杖、車椅子等）

**<留意事項>**

- ①「健康サポート薬局届出書添付書類一覧（p82～p83 参照）」を用いて、添付書類が全て整っていることを確認した上で、必要事項を記入し、書類とともに提出してください。
- ②健康サポート薬局の取組については、過去1年間の実績があることが確認できるように、資料を当該薬局に保存してください。